

管理規程記載事項

根拠法令	記載事項	確認欄
管理規程 法第13条	路外駐車場の名称を定めなければならない。(2項1号)	
	路外駐車場管理者の氏名および住所(法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所)を定めなければならない。(2項2号)	
	駐車料金に関する事項を定めなければならない。(2項4号)	
	駐車料金 施行令第16条 (再掲) 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。 不当な差別的取扱となる額でないこと。 負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。	
管理規程 施行規則第2条	休業日、1日における供用時間の開始、終了時刻を定めなければならない。(1項)(法13条2項3号)	
	駐車料金の額は、上限額をもって定めなければならない。(2項)(法13条2項4号)	
	駐車する自動車の滅失または損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。(3項)(法13条2項5号)	
管理規程 施行規則第3条	駐車場の構造上駐車することができない自動車を定めなければならない。(1項)(法13条2項6号)	
	駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他業務の概要を定めなければならない。(2項)(法13条2項6号)	

法: 駐車場法

施行令: 駐車場法施行令

施行規則: 駐車場法施行規則

平成31年2月更新